

『PTA団体総合補償制度』について

1. 制度の内容

父母、教師、児童生徒がPTA行事参加中にケガをした場合に見舞金を給付する「傷害見舞金」とPTA行事中に法律上の損害賠償責任を負った場合に見舞金を給付する「賠償見舞金」をセットにしたものです。

2. 対象となる主な事故

☆ 傷害見舞金

PTAの管理下（集合から解散まで）および往復途上において父母会員、教師会員および児童生徒が急激、偶然、外来の事故（細菌性食中毒を含む）により身体に傷害を被った場合に見舞金を給付します。

☆ 賠償見舞金

PTA管理下において生じた次の事故につき、PTAが法律上その損害を補償しなければならない場合に、それによって被る損害について見舞金を給付します。

- ◇ 活動中に他人にケガをさせたり死亡させたり、他人の財物を壊したとき（活動危険）
- ◇ 第三者から借用したスポーツ用具その他の財物を行事中に壊したり紛失したり盗まれたとき（保管物危険）

3. 見舞金の種類と金額 ※保険料は1会員あたり年額89円（令和3年度）

傷害見舞金（保険金額、入院日額は1名あたり）					
死亡・後遺傷害	235万円	入院	3,000円	通院	1,500円
賠償見舞金	支払い限度額			自己負担額	
活動危険	対人 1名につき	5,000万円		1,000円	
	1事故につき	3億円			
保管物危険	対物 1事故につき	500万円		1,000円	
	対物 1事故につき	10万円		5,000円	
	支払対象期間通算	1,000万円			